

---

---

平成27年第3回大和町議会臨時会会議録

---

---

平成27年8月7日（金曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

出席議員（18名）

1番	今野善行君	10番	伊藤勝君
2番	浅野俊彦君	11番	平渡高志君
3番	千坂裕春君	12番	堀籠英雄君
4番	渡辺良雄君	13番	高平聡雄君
5番	松浦隆夫君	14番	馬場久雄君
6番	門間浩宇君	15番	中川久男君
7番	槻田雅之君	16番	大崎勝治君
8番	藤巻博史君	17番	堀籠日出子君
9番	松川利充君	18番	大須賀啓君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	大 塚 弘 志 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	都市建設課長	佐々木 哲 郎 君
総 務 課 長	後 藤 良 春 君	上下水道課長	蜂 谷 俊 一 君
まちづくり 政 策 課 長	小 川 晃 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	佐 藤 三 和 子 君
財 政 課 長	高 崎 一 郎 君	教育総務課長	櫻 井 和 彦 君
税 務 課 長	三 浦 伸 博 君	生涯学習課長	村 田 良 昭 君
町民生活課長	長 谷 勝 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	文 屋 隆 義 君
子 育 て 支 援 課 長	内 海 義 春 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	浅 野 義 則 君
保健福祉課長	千 葉 喜 一 君	産 業 振 興 課 農 林 振 興 対 策 官	熊 谷 実 君

事務局出席者

次 長	櫻 井 修 一	議事庶務係長	野 田 美 沙 子
主 任	逢 坂 孝 徳		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午後1時58分 開 会

議 長 (大須賀 啓君)

皆さん、こんにちは。開会時間少し早いんですが、皆さんおそろいでありますので、ただいまから平成27年第3回大和町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番馬場久雄君及び15番中川久男君を指名します。

---

日程第2「会期の決定について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

町長より招集の挨拶があります。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

皆さん、大変ご苦労さまでございます。第3回大和町議会臨時会開会に当たりましてご挨拶をしたいと思います。

本日ここに、平成27年第3回大和議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらずご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、指定廃棄物最終処分場建設に関してでございますが、去る7月10日に最終

処分場建設に断固反対する会が主催いたしました大和・黒川集会が開催され、本町のみならず周辺町村のご支援をいただきながら、町内外から900名を超える参加者があったところで、改めて周辺町村、各種関係団体が一丸となって反対することを再確認したところでございます。

また、この挨拶文には印刷されておりませんが、日程の関係でちょっとおくれてできなかったのですが、8月4日に大和町の大和林業地域振興協議会の皆様方が環境省に反対陳情に行かれました。そこで小里副大臣に会って、反対の決意を表明してきたところでございますが、そこに私も同行させていただきまして、一緒に町の考え、住民の考えをお伝えしてきたところでございます。

さらに、新聞報道にありましたとおり、8月5日に小里副大臣が小鶴沢の環境事業公社を訪れまして、震災廃棄物の処理の状況を確認に来ました。私も呼ばれまして、当日環境事業公社に行ったところでございます。内容につきましては、県からどういったものがどういった形で処理されたかの事業の説明。それから、公社からDVDを使って、こういった形で処理をしたという説明をしたところでございます。その後、現場に行きまして、現場を視察といいますか現場を見てもらった状況にございます。環境大臣からは、地元の方には大変ご苦勞をおかけしたと、それからきちんと問題なく処理がされたということに対する感謝の言葉はあったところでございます。なお、最終処分場のいわゆる王城寺原演習場のそばの下原地区の件につきましては、そのときは何の話もございませんで、ただぶら下がりといいますか、その中で環境大臣は一日も早く詳細調査に入りたいのだということをおっしゃられました。

以上、この件ちょっと入っておりますでしたが、ご報告させていただきたいと思っております。そういうことでございまして、今後も議員の皆様方のご理解とご協力をいただきながら活動してまいりますので、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

次に、8月2日に開催されました、第21回まほろば夏まつりについてでございますが、連日の猛暑の影響と打ち上げ花火の取りやめから人出の懸念もありましたが、手筒花火とライオンダンスなどを中心とした催しに、町内外から約3万人の方々にご来場いただき、多くの皆様に真夏の一日をお楽しみいただけたものこのように考えております。気温30度を超える真夏日の状況ではございましたが、スケジュールに沿った運営ができ、まつりが盛会のうちに無事終了できましたことは、議員の皆様や町民の方々を初めとします多くのボランティアの皆様、そして関係者の支えがあったもので、改めて感謝申し上げますところでございます。

次に、本年の水稻生育状況に関してでございますが、ことしは6月26日に平年より

14日、昨年より21日遅く梅雨入りしたとの発表があったところでございます。梅雨入り後は日照時間が平年を上回る状況が続きましたが、梅雨明けは平年、昨年のいずれよりも一日程度遅いとの発表となりまして、稲の生育への影響が心配されましたが、梅雨明け直前から好天が続き、気温も平年より高く経過し、平年より早く先月末には出穂期に達しておりまして、今週には穂揃期を迎えていると考えられるところでございます。一方では、高温障害と水不足が懸念されるほどで推移しているところでありますが、このまま順調に生育し豊作となることを願うところでございます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、概要をご説明申し上げます。案件は3件でございます。

議案第47号につきましては、昨年開催いたしましたまほろば夢花火の際に発生いたしました事故に関しまして、被害者よりまほろばまつり実行委員会、大和町及び花火業者が提訴されましたが、損害賠償請求事件の和解あっせん申し立て手続において、解決金の額を定め和解することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第48号は、一般会計補正予算でありまして、補正予算額155万1,000円を追加いたしましたして、一般会計の総額を96億4,508万9,000円とするものでございます。

歳出の内容につきましては、まほろば夢花火に係る解決金、弁護士の費用などの経費でございます。

議案第49号は、防災行政無線施設整備工事について、請負契約の締結にあたりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上が本日提出しております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただきまして、ご可決を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

---

### 日程第3「議案第47号 解決金の額を定め和解することについて」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第47号 解決金の額を定め和解することについてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

議案書1ページをお開き願いたいと思います。

議案第47号 解決金の額を定め和解することについてでございます。

平成26年8月3日に実施いたしました「まほろば夢花火」の際に発生した事故に関しまして、被害者よりまほろばまつり実行委員会、大和町及び花火業者が提起されたものでございます。

損害賠償請求事件の和解あっせん申し立て手続におきまして、解決金の額を定め和解することにつきまして、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

1、相手方の住所でございます。仙台市泉区泉中央にお住いの方でございます。

2、事故の概要でございます。平成26年8月3日午後7時40分から実施いたしましたまほろば夢花火によりまして、大和町吉田所在の建物屋上にへこみ、損傷が発生したものでございます。

3、解決金の額及び和解の内容でございます。花火業者は相手方に対し保険金支払い197万820円とは別に解決金として10万円を支払い、大和町は相手方に対し解決金として70万円と、仙台弁護士会紛争解決支援センター成立手数料6万9,120円のうち2万3,040円を負担すること。また、今後花火打ち上げを実施する場合には、開催地・近隣住民への告知を初め、十分な配慮をすることを約するというものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。3番千坂裕春君。

3番 (千坂裕春君)

まず、1点は、花火打ち上げに関して、関係機関から申請を出して許可をいただいている中で、事故があつて、それで当然謝罪にもお伺いしたとは思うんですけども、そういった中で、こういった訴訟または解決金が発生して、和解するという町の意向ですが、それでは町の落ち度はどうただかというものを、町はきちんと納得した上での和解なのか。町がいけなかったということを検証しているかどうかの確認。

それと、この70万円という金額が出た経緯。どういった過去の事例とか、そういったものを踏まえてやっているとは思うんですけども、この70万円が出た経緯。

それと、実行委員会、町、または花火業者3者が訴えられていますけれども、それぞれ役割分担ができていの中で、その役割がきちんと果たせないというところで訴えられた可能性がある。先ほどと一部ダブるところがあるんですけども、そういった

区分けがきちんとできた上で和解金に応じるということなのかどうか。

それと、8月2日にことしの夏まつりの花火が中止になったところで、このタイミングで和解が出てきたということで、ことしの花火を上げないことを条件として和解することになっていたかということをお聞きしたいんですけども。

以上です。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

花火打ち上げにつきましては、警察、それから消防と協議及び火薬取り締りに関します許可、そういったものを取りまして、実際打ち上げに際しましては当時の気象状況などを現地で立ち会いまして、それでもって打ち上げにいわゆるゴーサインが出て打ち上げをしたという経過がございます。

今回の解決金にかかりまして町として落ち度があったのかとのご質問でございますけれども、落ち度という考え方ではなくて、考え方といたしましては、一つはお見舞金というふうな考え方がございます。

それから、金額的に70万円となった経緯ということでございますが、こちらにつきましては、今回ご相談申し上げております弁護士の方がおりますけれども、先例事例などを根拠にいたしまして、当初50万円の見舞金という考え方がとれないかということで、それに対してお応えした経過がございますけれども、それに加えまして和解金、解決金ということで20万円と、そういうことで70万円になったということでございます。

それから、もう1点、役割り分担ということでございましたけれども、それにつきましては先ほど申し上げましたのと一部かぶりますけれども、警察、それから消防、そして町、実行委員会と、それぞれの役割りがございますけれども、それぞれの立場の中で現地立ち会いなどをしながら花火打ち上げを実施したものですから、それを踏まえて今回の和解ということに至っているものでございます。

それから、4点目でございます。8月2日の花火打ち上げ中止につきましては、今回の和解について条件となっていたのかというお尋ねでございますが、これは全く切り離して考えていただきたいと思っております。

以上でございます。



議長（大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番（千坂裕春君）

保険で賄い切れないというか、保険だけでは納得できないというので訴訟になったということは、先日の全員協議会で聞いた中で、見舞金という形になっているんですけども、あくまでも和解金であれば自分の落ち度も認めた上で、ただし100%じゃないけれどもこの辺でどうかということの捉え方を私はしているんですけども、その中でお見舞金ということではちょっとどうかなと思うんですね。というのは、花火業者は保険金のほかに10万円ですよ。町で70万円ですよ。この60万円の差というのはどうなのかということと、それと実行委員会、町、花火業者が提起された中で、実行委員会というものは全然消えている気がするんですけども、そこに対してもちょっと疑念というか疑問に感じるところで、やっぱり70万円という過去の事例に合わせてといっても、またお見舞金という形でも何か理解しづらい。

また、この70万円を出す中で、保険と違ってこれは町の税金を使うわけですから、それでは町民の財布を痛めるというか、そういうことになりますよね。町のどなたかに責任があって、その損害賠償を補てんしていくということでもないみたいなので、和解金ではなくてお見舞金という柔らかい言葉で出ているんですけども、そういうつつまが合うような、皆が理解できるような説明にはなっていない気がする中で、再度この答弁をお願いしたいところです。

それと、今回の花火が中止になったのが条件じゃないということは理解させていただきましたけれども、このお見舞金イコール70万円、だったら誰にどのような責任があったのというのが見えてこない中で、70万円出していいものかどうかすごく疑問に思っているところなので、再度答弁をお願いしたいのですけれども。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

申立人のほうから要求といいますか請求といいますか、ありました金額は前回の全員協議会でご説明しましたとおり550万円ほどでございました。それに対しまして保

険会社が算定した金額が117万円ということで、今回のこういう和解あっせんが発生したわけでございます。その、第1回、2回、3回の和解あっせんに係りますADR、いわゆる和解あっせん協議が行われてまいりましたが、3回目で今回の和解案というのが示されたわけでございます。1回目、2回目につきまして、それぞれの立場から考え方を申し述べて協議を行ったわけですが、その結果といたしまして今回の70万円という金額が出されたわけです。先ほどの答弁とちょっとかぶりますが、当初50万円ということが、ご相談申し上げている弁護士から前例等を考えるとこのぐらいが妥当な金額ではないのかという教示があったものですから、1回目はそれでもって協議をさせていただいたんですけれども、それで先方さんが納得、協議整いというところまでいかなかったものですから、2回目の協議でもう少し町として考えることはできないのかということが弁護士からもご相談がございまして、それならばということでいろいろ検討したんですけれども、プラスとして限度20万円ということが、こちらにつきましてもご相談している弁護士さんからの、前例等を踏まえましての金額ということで、町といたしましてもそれでは合せて70万円、この70万円のうちの10万円につきましては、保険の分のいわゆる免責分も加えての金額なんでございますけれども、そういったことで70万円です。これ以上は無理ですよということで3回目のADRには臨ませていただいたところだったのでございます。

それから、2点目でございますけれども、実行委員会の名前が消えているということでございますけれども、実行委員会につきましては確かに組織としてはございますけれども、実態的に責任をとれる自主財源というのを持っていないものですから、今回の議案の提案につきましては実行委員会は除かせていただいて、町としての負担ということでお願いしたいと考えているものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

千坂裕春君。

3 番 （千坂裕春君）

私の回りくどいような発言で答えづらかったのかもしれませんが、要は何かわからないままに70万円をとりあえずお見舞いする、でもその見舞金というのは税金であると。であれば夏まつりを楽しんだ町民が負担してくださいという理論になっているんですよ。町は何が悪いのかというのを把握した上で払った金額で、それでその落ち度

があったものに対しては責任、担当がとるべきだという考えでは私はいるんですけども、そのところで答弁をお願いしたいんですけども。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

町としての立場で落ち度があったのかということのご質問だと思うんですけども、町といたしましては法令に従いまして警察、消防の指導をいただきながら、現地の立ち会いもしながら、それでもって実施に至ったわけでございますので、落ち度という点では町としてはないのではないかと私としては考えております。ただし、今回のこういった提起がございますので、それを解決するには何が必要かということを検討したときに、今回の解決金ということでお願いしたいと考えているものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。6番門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

このことに関して保証金のごことは了解をさせていただきましたが、花火打ち上げを実施する場合に開催地・近隣住民への告知を初め十分な配慮をすることを約するものとあるようですが、であれば、このことを明記しているということは、今までそのことをやっていなかったのかどうなのか。

それと、今回この件を知らされたのが、私ども産業建設常任委員会の会合の場でございます。6月だったか5月下旬だったか、直近だったんですね。8月2日の開催からするともう一月前。約1年かかってやっと私ども議会側に教えられたというふうな部分があります。そのことは、こういった係争がありました、事故がありましたというのは、私どもに教えていただいて当たり前なことだと私は少なくとも思っているんですね。そのことを前回は議員のどなたかが質問をしましたが、そのことも踏まえてもう一回確認の意味で、このことをどう思っているのか、そして今後どのようにしていくのかということをお答えいただきたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

まず、1点目の近隣の住民の方への説明を約するもの、という今回の和解案についてのご質問でございますけれども、これまでの花火打ち上げに関しましては、通行どめも含めましてですけれども、周辺の影響を受ける方々にはご説明をいたしておりますし、文書でもってその了解は取りつけをいたしておるところでございます。

それから、2点目の議会に対しましての説明のタイミングが遅かったのではないかとご質問でございます。ご指摘のとおりでございます。6月の定例議会でも副町長からご答弁申し上げましたけれども、協議継続の中で議会の皆様にご説明のタイミングを逸してしまったことに関しましては反省をいたしております。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

門間浩宇君。

6 番 （門間浩宇君）

了解をさせていただきました。

もう1点です。ことしは3万人入ったということで先ほどの町長のご挨拶の中にもありましたが、来年度以降、また花火をやっていくのかどうなのかということも、お考えがありましたらお聞かせ願いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

花火につきましては、いろいろご迷惑をおかけしました。申しわけございませんでした。

来年度以降ということでございますけれども、まだ決定はしておりません。ただ、今回手筒花火とチャイナライオンといいますか、あれでやったところでございますが、まだその反省会とか、皆さんの声を十分に聞いていないところもございまして、今後についてはいろいろ検討しなければいけないだろうと。

ただ一方で、花火に対する期待といたしますか、そういったものが非常に大きいということも我々実感をしているところでもございます。同じ場所で、同じ規模でというのはなかなか難しいのだと思いますけれども、そういった規模の問題とか、または打ち上げる場所、そういったものも考えながら今後やっていかなければいけないのではないかと考えております。今、来年からやりますとかやりませんか、なかなか言える状況ではございませんが、町民の皆様方のみならず多くの方々が大和町の夢花火を大変期待しているんだということにつきましては、私も身にしみて感じておりますし、そういったことをしっかり入れた中で、今後夏まつりのやり方をいろいろ考えていかなければいけないと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。2番浅野俊彦君。

2 番 （浅野俊彦君）

この案件であります、大和町で業をなされる、新たな場所で業をなされようとしていてる病院側さんが、最終的に提訴に至るといような状況に至るまでというのは、ある意味かなりの覚悟であったのかなという気がしております。そういう意味で、昨年の花火大会8月3日以降、状況確認されたのがいつごろで、花火業者さんと初期の対応をされたのか、それと役場側にこういった現象があったという話がどのタイミングで入って、どういう経過のもとに結果ここに至ったのかという部分も、もう少しご説明をいただきたいなと思いますのと、先ほど最終的に損害請求の額が550万円に対して保険での支払が百九十数万と、それに対して仲介に入られた弁護士さんから50万円程度、先例を見てという話で妥当ではないのかというお話でありましたが、何が何をもってその50万円が妥当だということか、その妥当性のところをもう一度確認させていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 （大塚弘志君）

当初の50万円を算定したときの根拠ということの、（「50万円を妥当と言われた弁護士さんが何をもって妥当だとされているのか」の声あり）何を根拠に50万円かとい

ういうふうに出したのかというご質問でございますけれども、私どもは相手方から要求されました550万円、それを提示しまして、工事の内容等をご説明申し上げましたならば、50万円程度ということを受けましたけれども、その際にこれこれこれの積み上げでもって50万円だというようなところまではお伺いはいたしておりません。

以上でございます。（「初期対応の件の答弁」の声あり）

失礼いたしました。初期対応のほうでございますが、8月3日に打ち上げをいたしまして、4日に掃除関係をやりましたものですから、4日に相手方からお電話がございました。それを受けまして4日は私どもも周辺の清掃とかがございましたので現地立ち会いはその翌日の5日に行っております。私ども町の職員と相手方の奥様が屋根に上られまして、現地立ち会いをいたしました。その時点では水で流して清掃してもらえればそれでいいですというふうなお答えをいただいたものですから、それで対応しようということでその時点では一旦は終結をしたといえますか、そのように考えておったところでございます。その後、約1週間か10日ほどしてから、その建物を設計されました設計業者のご意見をいただいたということで、町に設計事務所とそれから施工した業者さんがおいでになって、こういう金額になりますよということの見積書はいただいたところでございます。その辺の経過につきましては、6月議会のときにお示ししました経過報告書の中に、何月何日ということということで詳細な記載はいたしているところでございます。

以上でございます。

議長 （大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番 （浅野俊彦君）

この50万円の妥当性という部分は、なかなか理解しがたいお話であるなという思いがぬぐえないところでありますけれども、去年の8月3日の打ち上げ費用には何らかの問題があった場合の保険も込みで、業者さんが、大前提であって、その立ち会いのときに、4日以降の立ち会いの際に、保険も込みで打ち上げ業者さんをお願いしている以上、そこの打ち上げの花火業者さんもちろん入られての話が先のような気がしてならない部分があるんですが、同席されていらっしゃったのかを確認したいのと、当初、水で洗い流して清掃すればオーケーですねという話から、1週間、10日たって大幅に変わったというのは何だか心情的なお話なのか、そこの対応というところで何

か問題がひょっとしてあったのではないのかという気がしてぬぐえないのですが、振り返ってみれば、今後の事例に生かすという意味でも、その10日間、何もなくて待っていたという状況ではあったとは思いますが、今後という意味ではそういった場合どういう対応をされるべきであったのかと。今回のこの事例、どんな教訓にされるお考えがあるのか、お聞かせいただきたいと。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長（大塚弘志君）

教訓というような形でよろしいかと思うんですが、確かにご指摘いただいているとおりに思います。この件につきましては大和警察署にもご報告はしておりますけれども、その際にご指導いただいたことにつきましては、やはりこういった案件が発生した場合には、交通事故や何かと同じでございます、警察の立ち会いというものをすべきであったというご指導は頂戴いたしました。そのとき、まつりの翌日清掃しまして、周辺の銀行とか商店にはおまつりの際のご協力に御礼を一軒一軒回って歩いていたものですから、立ち会いが5日になったという経過がございます。

それから、先ほど1週間ほど後に屋根の件で見積書が届いたということをお知らせしましたが、5日の立ち会いでございましたので、6日後の11日にメーカーと施工業者で現地の確認をしますという連絡をいただいたところでございます。それを受けまして、見積書を実際にいただいてきましたのは1カ月後の9月5日でございます。大変申しわけありませんでした。記憶違いでございました。屋根メーカーと施工業者が立ち会うということにしましたのが8月11日で、その結果、見積書という形をつくりまして町においでになったのが9月の5日という結果でございます。以上でございます。（「花火業者さんは同席されたんですか」の声あり）花火業者は9月11日の時点ではまだ花火業者は立ち会いはしていません。

議長（大須賀 啓君）

浅野俊彦君。

2番（浅野俊彦君）

物損、損傷事故に当たるようなお話でもありますので、やはり先ほど教訓というお

話がありましたけれども、当事者のみで、後々言った言わない、相手方がある意味逆なでするような事象にならないようにとということと、ある程度客観的な物証なり約束事を残すといういう意味でも、第三者的なところを初期の段階で入れるべきではなかったのかなということ、ぜひ教訓としていただいて、こういった事象がないのが一番好ましい話ではありますけれども、町民の方、また近隣住民の方も打ち上げ花火を楽しみにしていらっしゃって、今回残念がる声が私のところには大分入っているところもありますので、ぜひ安全性を確保して来年度以降につなげていただければ、場所の変更等も含めて考えていただきたいなと思います。

以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。11番平渡高志君。

11 番 (平渡高志君)

和解金に関しては了解をいたしました、さっき町長が答弁なさったとおり、私も受け付けをしております、駐車場係ですか、例年の3分の1ぐらいかなという感じの人の出だったと思っておりました。やはり終わってから聞いてみますと、若い方々は全然花火がないということで、ほかのほうに遊びにいったというような状況でありまして、やはり花火がないという影響が相当あったのかなと思います。ですから、前者の方々が言ったとおり、来年はあつものに懲りてなますを吹くではなく、やはりこれこれ事故が起きたから車の運転しないというわけではなく、やはりいい方向でいい場所を見つけて、ぜひ来年以降やっていただければと思いますが、町長、もう一回そここのところお願いします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

先ほどもお答えしましたけれども、今回の花火につきましては、事故もあって係争中ということで中止にはいたしました。

今後につきましては、先ほど解決の条件にもあるわけでございますが、そういったことも踏まえながら、どういったことだったらできるのか、もちろん事故がないよう



にということが大前提でございますので、そこを踏まえながら考えていきたいということ。また、先ほど申しましたけれども、皆さんが花火を大いに楽しみにされているということは十分に踏まえた中で、夏まつりを考えてまいりたいと考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第47号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

#### 日程第4「議案第48号 平成27年度大和町一般会計補正予算」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第4、議案第48号 平成27年度大和町一般会計補正予算を議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

財政課長高崎一郎君。

財政課長 （高崎一郎君）

それでは、議案書の2ページのご参照をお願いいたします。あわせまして歳入歳出補正予算事項別明細書（第2号）ということで、別冊の資料を準備してございますので、あわせてご参照をお願い申し上げます。

議案第48号 平成27年度大和町一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条、歳入歳出の予算の総額に、歳入歳出それぞれ155万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億4,508万9,000円といたすものでございます。

第2項につきましては、予算補正の款項の区分につきましては、4ページの第1表によるものでございます。

それでは、別冊の事項別明細書の3ページをお開き願います。

初めに、歳入でございますが、20款繰越金第1項繰越金第1目繰越金であります。

平成26年度からの繰越金でありまして、歳出の予算額に見合いの額ということで155万1,000円を追加して補正するものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次の歳出につきましては、担当課よりご説明させていただきます。

以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長大塚弘志君。

産業振興課長 (大塚弘志君)

3、歳出でございます。

6款1項3目観光費につきましては、昨年のまほろば夏まつりにおけますまほろば夢花火打ち上げにに關しまして、和解協議を行ってまいりました。その事案に係りまました経費でございまして、12節役務費につきましては、仙台弁護士会紛争解決センター、こちらに和解成立に係ります手数料でございます。

13節委託料につきましては、まほろば夢花火損害賠償事件弁護士費用といたしまして、着手金といたしまして39万4,632円及び報酬といたしまして43万2,000円でございます。

22節補償補填及び倍賞金につきましては、和解に係ります解決金でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5「議案第49号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第5、議案第49号 平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約についてを議題とします。

朗読を省略して提出者の説明を求めます。

総務課長後藤良春君。

総務課長 （後藤良春君）

それでは、議案第49号の説明をさせていただきます。

平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事請負契約についてでございます。

上記工事について、次のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いたします。

1 としまして、契約の目的、平成27年度大和町防災行政無線施設整備工事。

2、契約の方法としまして、一般競争入札による請負契約。

3、契約の金額としまして、2億88万円。内訳としまして、うち消費税が1,488万円でございます。

契約の相手方としまして、仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社でございます。

なお、別紙資料を準備しておりますが、別紙資料の説明につきましては、文屋危機対策室長より説明いたします。よろしくお願いたします。

議 長 （大須賀 啓君）

危機対策室長文屋隆義君。

危機対策室長 （文屋隆義君）

それでは、別冊の議案説明書、議案第49号関係資料、1ページ目をお開き願います。

まず初めに、入札の状況についてご説明申し上げます。

1、入札参加条件といたしまして。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項の各号の規定に該当しないこと。

(2) として、平成27・28年度大和町建設工事入札参加資格の承認された者で、下記の事項全てに該当する者であること。

1 番目としまして、宮城県内に本社もしくは営業所等を有すること。

2、大和町の入札参加資格の電気通信工事の格付がA級であること。

3、建設業法に規定する特定建設業または一般建設業の許可を受けていること。

4、この工事の業種に対応する国家資格を有する監理技術者もしくは主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

5、宮城県内の地方自治体から指名停止処分を受け、入札公告期間中に指名停止を受けていないこと。

6、デジタル防災行政無線設置工事の施工実績があること。

以上が入札参加条件の内容でございます。

続きまして、2としまして入札の方法であります。

(1) としましてダイレクト型一般競争入札とする。

(2) としまして、入札書は、郵便物による郵送、受託配達による送致、直接持参のいずれかの方法で、指定の期日まで届くようにすること。なお、指定期日に間に合わなかったものは失格とする。

(3) この入札による入札参加資格者で有資格と判定されたものの数が5社に達しない場合でも入札を執行する。

次に、3としまして、入札参加者でございます。今回の参加者につきましては1社でございます、株式会社日立国際電気東北支社、仙台市に住所を有しているものでございます。

続きまして、2ページ目をお開き願います。

4、入札の結果であります。入札調書に記載しておりますけれども、平成27年7月29日に入札を執行しております。応札者につきましては、株式会社日立国際電気東北支社が1億8,600万円で応札をいたしました。

予定価格については1億8,830万円、低入札調査基準価格1億6,947万円、落札率につきましては98.78%であります。

2、この結果を受けまして、平成27年7月31日に仮契約を締結しております。

次に、契約の内容であります。請負代金額一金2億88万円、消費税を除いた金額1億8,600万円。契約の相手方、仙台市青葉区中央4丁目6番1号、株式会社日立国際電気東北支社でございます。

次に、この工事の事業の概要についてご説明申し上げます。

まず、1としまして、施工場所は大和町地内。

2、完成工期、平成28年3月25日まで。

3、工事の概要としましては、防災行政無線設置整備工事。

1番としまして、親局の整備。操作卓・地図表示盤の調整一式。

2、遠隔制御局設備。遠隔制御装置（B型）調整の一式。

3、再送信子局設備2局。再送信無線設備（拡声装置を含む）、空中線、同軸避雷器、バンドパスフィルタ、外部接続箱、自動復帰ブレーカ。

4、屋外拡声子局設備15局。空中線、同軸避雷器、トランペットスピーカ、空中線柱。

5、戸別受信機設備290局。個別受信機、文字表示盤。空中線。

以上が工事内容であります。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

こちらにつきましては、今回の工事で施工する再送信局と子局の位置を示したものでございまして、赤色で着色しているところが今回の施工箇所でございます。なお、今年度の工事により、町内の全ての子局の更新が完了することになります。

続きまして、4ページ目をお開き願います。こちらにつきましては、再送信局の宮床地区に設置いたしますその敷地図でございます。場所につきましては、宮床字四辻地内、大和町水道事業の宮床2号配水池の敷地内に設置するものでございます。

5ページにつきましては、その設置の配置図でございます。真ん中の6メートル20センチメートル四方の部分に鉄塔を設置する箇所でございます。その右に発電機と局舎を設置する予定となっております。

続きまして、6ページ目をお開き願います。こちらにつきましては、宮床の再送信局の鉄塔の立面図でございます。鉄塔の高さが約30メートルでございます。

次に、7ページ目をござんいただきます。こちらにつきましては、吉田字上嘉太神南地内に設置いたします長者館山再送信局の敷地図でございます。場所につきましては、風早峠から北側に位置する高台の場所でございます。こちらに設置をする予定となっております。

次に、8ページ目につきましては、この長者館山再送信局の敷地の配置図でござい

ます。

9ページにおきましては、この長者館山再送信局の鉄塔の立面図でございます。こちらの鉄塔の高さにつきましては、約15メートルの高さとなります。

次に、10ページ目の図面につきましては、屋外拡声子局の立面図でございます。この子局につきましては、昨年も設置しておりますけれども、全く同じ仕様の構造ということになります。

最後に、11ページになりますが、こちらは戸別受信機の設置する参考姿図ということで載せてございます。

以上で、議案第49号関係の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。17番堀籠日出子さん。

17 番 （堀籠日出子君）

設置場所なんですけれども、これもし私の勘違いだったら申しわけないんですけども、以前防災無線で嘉太神か升沢か、あちらの方から何本か撤去したような記憶があるんですが、それはなかったでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

文屋室長。

危機対策室長 （文屋隆義君）

ただいまの質問の内容なんですけれども、今回この長者館山の再送信局の設置箇所につきましては、以前火の見やぐらが建っていた箇所でございます。底地につきましては吉田財産区の土地になってございまして、それに吉田愛林公益会のほうで地上権を設定してございまして、この箇所につきましては事前に財産区と吉田愛林公益会にもご説明申し上げまして、設置についての了解というのは得ておるところでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠日出子さん。

17 番 (堀籠日出子君)

すみません。私の質問がちょっと悪かったみたいですが。子局をたしか嘉太神とか升沢のほうから何本か撤去したような記憶があるんです。そして、その撤去した分を放送が行き渡らないところにまた設置したという記憶があるんですけれども。

議長 (大須賀 啓君)

危機対策室長文屋隆義君。

危機対策室長 (文屋隆義君)

申しわけございません。私の勘違いでございました。確かにご指摘のとおり、三畑地区の集団移転の関係で、そちらで今までであった子局を撤去いたしまして、もみじヶ丘と吉岡南地区のほうにその分を移設した経過がございます。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠日出子さん。

17 番 (堀籠日出子君)

そうして防災無線を撤去したんですけれども、新たにまた下原、それから嘉太神に設置するとなると、何か、以前撤去したのとは全然関係なくここにまた設置するという意味だったのでしょうか。それだけお伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

危機対策室長文屋隆義君。

危機対策室長 (文屋隆義君)

確かに今現在定住している箇所ではございませんが、ご承知のとおり土日になりますと入山する方、また散策される方が結構訪れる地区になってございます。その方々に防災情報等、緊急等の情報をお伝えするために必要最小限の箇所に今回設置をするものでございます。よろしくお願いたします。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第3回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後2時57分 閉 会